

東近江市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律施行条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年9月1日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律施行条例の一部を改正する条例

東近江市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成18年東近江市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「東近江市障害支援区分等審査会」の次に「（以下「審査会」という。）」を加える。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（審査会の委員の任期）

第3条 審査会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審査会の委員は、再任することができる。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。